

第21回医療経済実態調査（医療機関等調査）関係資料

第21回医療経済実態調査（医療機関等調査）の実施案・・・・・・・・・・2

第21回医療経済実態調査（医療機関等調査）要綱・・・・・・・・・・6

第21回医療経済実態調査（医療機関等調査）の層化方法等・・・・・・・・9

第21回医療経済実態調査（医療機関等調査）の調査項目・・・・・・・・10

第21回医療経済実態調査（医療機関等調査）の実施案

第21回医療経済実態調査（医療機関等調査）については、前回調査をベースとして、次の基本的な考え方に沿って実施する。

1 調査日程及び調査対象時期

（1）調査日程

調査票の配布

平成29年5月末

調査の回答期限

平成29年7月中旬とするが、柔軟に対応する。

報告時期

調査結果の報告時期については、前回同様を目標とする。

（参考）第20回調査 平成27年11月4日（中医協総会・調査実施小委）

（2）調査対象時期

平成29年3月末までに終了する直近2事業年（度）とする。

2 調査対象及び抽出率

（1）調査対象

前回と同様とする。

（参考）第20回調査

社会保険による診療・調剤を行っている全国の病院、一般診療所、歯科診療所及び1月間の調剤報酬明細書の取扱件数が300件以上の保険薬局を対象とする。

ただし、開設者が医育機関（特定機能病院及び歯科大学病院は除く）であるもの、特定人のために開設されている閉鎖的なもの、感染症病床のみを有する病院、結核療養所、原爆病院、自衛隊病院等の特殊な病院並びに刑務所、船内等に設置される一般診療所及び歯科診療所は除外する。

また、歯科併設の一般診療所、臨床検査センター、夜間診療所、巡回診療所及び1月間の診療時間が100時間未満であると推定された医療機関は除外する。

（2）抽出率

前回と同様とする。

（参考）第20回調査

病 院 1 / 3

（ 特定機能病院、歯科大学病院、こども病院は1 / 1 ）

一般診療所 1 / 20

歯科診療所 1 / 50

保険薬局 1 / 25

3 調査項目の主な変更点

- (1) 病院、一般診療所の「病床数」、歯科診療所の「ユニット数」、保険薬局の「処方せん枚数」について、1病床当たりの収益等をより詳細に把握するため、調査対象を直近2事業年度分に変更。
- (2) 保険薬局について、調剤基本料別、立地別の経営状況等を把握するため、「調剤基本料等の状況」及び「立地状況」を追加。
- (3) 軽減税率制度の導入への対応として、有床診療所の給食用材料費を把握するため、一般診療所に「給食用材料費」を追加。
- (4) 回答に係る負担を軽減するため、未活用の調査項目を削除・統合。

4 集計項目

(1) 基本集計

病院

- ・ 集計1 (医業・介護収益に占める介護収益の割合が2%未満の施設)
 - ・ 集計2 (調査に回答した全ての施設)
- 一般診療所・歯科診療所・保険薬局
- ・ 集計2 (調査に回答した全ての施設)

(2) 機能別集計等

- ・ 一般病院 加重平均による損益状況
- ・ 病院機能別の損益状況
- ・ 入院基本料別の損益状況
- ・ 一般病院 病床規模別の損益状況
- ・ 一般病院 100床当たりの損益状況
- ・ 療養病床60%以上の一般病院の損益状況
- ・ 療養病床を有しない病院の損益状況
- ・ 在宅療養支援病院の損益状況
- ・ 一般診療所 主たる診療科別の損益状況
- ・ 在宅療養支援診療所の損益状況
- ・ 在宅療養支援歯科診療所の損益状況
- ・ 保険薬局 後発医薬品割合別の損益状況
- ・ 保険薬局 調剤報酬等の算定状況別の損益状況
- ・ 保険薬局 店舗数別の損益状況
- ・ 保険薬局 調剤基本料等別の損益状況【新規】
- ・ 保険薬局 立地別の損益状況【新規】
- ・ 院外処方率別の損益状況
- ・ 地域別の損益状況
- ・ 損益差額階級別施設数
- ・ 最頻損益差額階級の損益状況

- ・ 損益差額及び損益率の状況
- ・ 職種別常勤職員 1 人平均給料年（度）額等
- ・ 資産・負債の状況
- ・ キャッシュ・フローの状況
- ・ 設備投資額の状況
- ・ 税金の状況
- ・ 損益率等の分布
- ・ 収益と費用の 45 度分析
- ・ 事業年（度）の分布

（3）青色申告者（省略方式）の調査

前回同様、調査票記入上の負担への配慮が必要と考えられる一般診療所及び歯科診療所(ただし、個人立であって青色申告を行っているものに限る。)について、青色申告決算書、付表等の税務申告上の数字を基礎として記入することにより、調査票の記入項目を一部省略できる（回答者において選択する）こととし、別途参考として集計する。

ただし、全項目の記入が可能な場合には、できるだけ全項目の記入を促すこととする。

5 その他

（1）有効回答率の向上策

回答意欲の喚起

- ・ 診療側関係団体への協力依頼を引き続き実施。
- ・ 厚生労働省が実施する公的な調査であることをさらに強調するため、医療機関等あての発送用封筒等を工夫。
- ・ 回答のインセンティブを与えるため、電子調査票を利用して、回答施設に対して当該施設の経営状況を分かりやすくフィードバック。

回答負担の軽減

- ・ 回答に係る負担を軽減するため、未活用の調査項目を削除・統合。
- ・ 資産・負債、税金等について施設単位での算出が困難、収益・費用の内訳を区分していないために記入が困難な場合があるとの意見があることから、以下の取組を実施。

記入要領に按分の例を分かりやすく記載。

電子調査票に、法人全体の金額と按分の基礎となる数値（病床数、面積、従事者数、利益等）を入力すれば、自動的に施設単位で算出できる機能等を追加。

調査票等にコールセンターへの積極的な案内を記載。

その他

- ・ 電子調査票の活用促進を図るため、電子調査票の利用を基本とし、電子調査票の利用が難しい場合のみ紙調査票を利用していただきたい旨を案内。
- ・ 今後の有効回答率向上策の検討に資するよう、非回答・非有効回答理由や非回答・非有効回答施設の傾向等について、より詳細に把握。

第 21 回医療経済実態調査（医療機関等調査）要綱

1 調査の目的

病院、一般診療所、歯科診療所及び保険薬局における医業経営等の実態を明らかにし、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備することを目的とする。

2 調査の内容

病院、一般診療所、歯科診療所及び保険薬局について、施設の概要、損益の状況、従事者の人員及び給与の状況等の調査を行う。

3 調査の対象

社会保険による診療・調剤を行っている全国の病院、一般診療所、歯科診療所及び 1 月間の調剤報酬明細書の取扱件数が 300 件以上の保険薬局を対象とする。

ただし、開設者が医育機関(特定機能病院及び歯科大学病院は除く)であるもの、特定人のために開設されている閉鎖的なもの、感染症病床のみを有する病院、結核療養所、原爆病院、自衛隊病院等の特殊な病院、刑務所・船内等に設置される一般診療所及び歯科診療所は除外する。

また、歯科併設の一般診療所、臨床検査センター、夜間診療所、巡回診療所及び 1 月間の診療時間が 100 時間未満であると推定された医療機関は調査対象から除外する。

4 調査の客体及び抽出方法

調査対象となる医療機関等から、それぞれ次の方法によって抽出した施設を調査客体とする。

(1) 病院

ア 層化無作為抽出法による。

イ 第 1 の層化は、D P C 対象病院の指定を受けている病院と指定を受けていない病院に分類し、この区分によって行う。

ウ 第 2 の層化は、介護療養施設サービス事業を行っている病院と行っていない病院に分類し、この区分によって行う。

エ 第 3 の層化は、病床数が 200 床以上、200 床未満に分類し、この区分によって行う。

オ 第 4 の層化は、院外処方の有無別に分類し、この区分によって行う。

カ 第5の層化は、全国の都道府県を次の9の地域に分類し、この区分によって行う。

地 域	都 道 府 県
北 海 道	北海道
東 北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関 東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野
東 海	岐阜、静岡、愛知、三重
北 陸	富山、石川、福井
近 畿	滋賀、京都、奈良、大阪、兵庫、和歌山
中 国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四 国	徳島、香川、愛媛、高知
九 州	福岡、佐賀、長崎、大分、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄

キ 第6の層化は、全国を国家公務員の地域手当における級地区分の7区分とその他の地域に分類し、この区分によって行う。

ク 第7の層化は、一般病院（特定機能病院、歯科大学病院及び子ども病院を除く）精神科病院（許可病床のすべてが精神病床であるもの）別に開設者（国立、公立、公的、医療法人、社会保険関係法人、その他法人、個人）ごとに分類し、この区分によって行う。

ケ 抽出率は、特定機能病院、歯科大学病院及び子ども病院については1/1、その他については1/3とする。

(2) 一般診療所

ア 層化無作為抽出法による。

イ 第1の層化は、入院患者の有無別に分類し、この区分によって行う。

ウ 第2の層化は、主たる診療科別に分類し、この区分によって行う。

エ 第3の層化は、介護療養施設サービス事業を行っている一般診療所と行っていない一般診療所に分類し、この区分によって行う。

オ 第4の層化は、院外処方の有無別に分類し、この区分によって行う。

カ 第5、第6の層化は、病院と同じ地域分類（第5、第6層化）によって行う。

キ 抽出率は1/20とする。

(3) 歯科診療所

- ア 層化無作為抽出法による。
- イ 第1の層化は、院外処方の有無別に分類し、この区分によって行う。
- ウ 第2、第3の層化は、病院と同じ地域分類(第5、第6層化)によって行う。
- エ 第4の層化は、常勤の歯科医師数を、1人、2人以上の区分に分類し、この区分によって行う。
- オ 抽出率は1/50とする。

(4) 保険薬局

- ア 層化無作為抽出法による。
- イ 第1、第2の層化は、病院と同じ地域分類(第5、第6層化)によって行う。
- ウ 第3の層化は、開設者(個人、法人)の別に分類し、この区分によって行う。
- エ 抽出率は1/25とする。

5 調査主体

中央社会保険医療協議会

6 調査の時期

平成29年3月末までに終了する直近2事業年(度)の2年間について実施する。

7 調査の事項

調査票に掲げる事項とする。

8 調査の方法

- (1) 調査は、郵送方式及びホームページを利用した電子調査方式により行う。
- (2) 調査票の記入は、医療機関等管理者の自計申告の方法による。

9 結果の公表

調査の結果については、中央社会保険医療協議会の議を経て、速やかに公表する。

第21回医療経済実態調査（医療機関等調査）の層化方法等

		病 院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局
調 査 客 体		社会保険による診療・調剤を行っている全国の病院	社会保険による診療・調剤を行っている全国の一般診療所	社会保険による診療・調剤を行っている全国の歯科診療所	1ヶ月の調剤報酬明細書の取扱件数が300件以上の保険薬局
層 化 方 法	第1の層化	DPC対象病院の指定の有無別に分類	入院患者の有無別に分類	院外処方の有無別に分類	全国の都道府県を9地域に分類
	第2の層化	介護療養施設サービス事業の有無別に分類	主たる診療科別に分類	全国の都道府県を9地域に分類	全国を国家公務員の調整手当における地域区分の7地域とその他の地域に分類
	第3の層化	病床数が200床以上、200床未満に分類	介護療養施設サービス事業の有無別に分類	全国を国家公務員の調整手当における地域区分の7地域とその他の地域に分類	開設者(個人・法人)の別に分類
	第4の層化	院外処方の有無別に分類	院外処方の有無別に分類	常勤の歯科医師数を1人、2人以上の区分に分類	/
	第5の層化	全国の都道府県を9地域に分類	全国の都道府県を9地域に分類	/	/
	第6の層化	全国を国家公務員の調整手当における地域区分の7地域とその他の地域に分類	全国を国家公務員の調整手当における地域区分の7地域とその他の地域に分類	/	/
	第7の層化	一般病院（特定機能病院、歯科大学病院及び子ども病院を除く）、精神病院別に開設者（国立、公立、公的、医療法人、社会保険関係法人、その他法人、個人）ごとに分類	/	/	/
抽 出 率	1 / 3 特定機能病院、歯科大学病院及び子ども病院は 1 / 1	1 / 20	1 / 50	1 / 25	

第21回医療経済実態調査（医療機関等調査）の調査項目

：設問あり -：設問なし

(1) 基本データ

		病院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局
開設者（開設主体）					
病床の 状況	一般病床数		-	-	-
	療養病床数		-	-	-
	介護療養型医療施設分		-	-	-
	精神科病床数		-	-	-
	介護療養型医療施設分		-	-	-
	結核病床数		-	-	-
	感染症病床数		-	-	-
	許可病床数合計			-	-
	介護療養型医療施設分		-	-	-
処方 状況	処方せん料の算定（院外処方）の回数				-
	処方料の算定（院内処方）の回数				-
直近の2 事業年 （度）	平成29年3月末までに終了した事業年（度）				
	平成28年3月末までに終了した事業年（度）				
休廃止等の状況					
届け出ている在宅療養支援病院等の区分					-
入院基本料等の状況			-	-	-
主たる診療科目		-	-	-	-
ユニット数		-	-	-	-
複数の病院、診療所等の保有の有無					-
同一法人の保険調剤を行っている店舗数		-	-	-	
保険調剤 の状況	処方せん枚数	-	-	-	
	後発医薬品割合	-	-	-	
調剤用備 蓄医薬品 品目数	内用薬	-	-	-	
	後発医薬品品目数	-	-	-	
	外用薬	-	-	-	
	後発医薬品品目数	-	-	-	
注射薬		-	-	-	
	後発医薬品品目数	-	-	-	
薬学管理 等の状況	在宅患者訪問薬剤管理指導料の算定回数	-	-	-	
	居宅療養管理指導費（介護保険）の算定回数	-	-	-	
調剤基本料等の状況		-	-	-	
立地状況		-	-	-	
消費税の経理方式					
記入項目の一部省略の有無（青色申告者）		-			-

: 設問あり	- : 設問なし
--------	----------

(2) 損益

		病院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局
(保険薬局 においては「 医業収益」 収益)	保険診療収益 (患者負担含む) (保険薬局においては「保険調剤収益」)	(入院)	(入院)		
		(外来)	(外来)		
	公害等診療収益 (歯科診療所においては「労災等診療収益」、 保険薬局においては「公害等調剤収益」)	(入院)	(入院)		
		(外来)	(外来)		
	その他の診療収益 (保険薬局においては「その他の薬局事業収益」)	(入院)	(入院)		
		(外来)	(外来)		
	特別の療養環境収益		-	-	-
その他の医業収益				-	
医業収益合計					

介護 収益	施設サービス収益			-	-
	居宅サービス収益				
	短期入所療養介護分			-	-
	その他の介護収益				
	介護収益合計				

: 設問あり	- : 設問なし
--------	----------

(2) 損益

		病院
医業・介護費用	医薬品費	
	材料費	診療材料費・医療消耗器具備品費
		給食料材料費
	給与費	
		通勤手当
		法定福利費
	委託費	
	設備関係費	
		減価償却費
		建物減価償却費
		医療機器減価償却費
		設備機器賃借料
		医療機器賃借料
		土地賃借料
経費		
その他の医業・介護費用		
	控除対象外消費税等負担額	
医業・介護費用合計		
医業・介護費用合計のうち消費税課税対象費用		

損益差額 (医業収益合計 + 介護収益合計 - 医業・介護費用合計)	
------------------------------------	--

その他の収益	
補助金・負担金等	人件費補助・運営費補助 設備費補助
その他の費用	

特別損益	特別利益	
	特別損失	

総損益差額 (損益差額 + その他の収益 - その他の費用 + 特別利益 - 特別損失)	
--	--

税金	法人税	
	住民税	
	事業税	

税引後の総損益差額 (総損益差額 - 税金)	
------------------------	--

: 設問あり	- : 設問なし
--------	----------

(2) 損益

		一般診療所	歯科診療所	保険薬局
医業・介護費用（保険薬局においては「費用」）	給与費			
	通勤手当			
	法定福利費			
	医薬品費 （保険薬局においては「医薬品等費」）			
	材料費 （歯科診療所においては「歯科材料費」）			-
	給食用材料費		-	-
	委託費			
	減価償却費			
	建物減価償却費			
	医療機器減価償却費 （保険薬局においては「調剤用機器減価償却費」）			
	その他の医業・介護費用 （保険薬局においては「その他の経費」）			
	土地賃借料			
	設備機器賃借料			
	医療機器賃借料 （保険薬局においては「調剤用機器賃借料」）			
	控除対象外消費税等負担額			
医業・介護費用合計				
医業・介護費用合計のうち消費税課税対象費用				

損益差額（医業収益合計 + 介護収益合計 - 医業・介護費用合計）			
-----------------------------------	--	--	--

税金	法人税			
	住民税			
	事業税			

税引後の総損益差額（総損益差額 - 税金）			
-----------------------	--	--	--

: 設問あり	- : 設問なし
--------	----------

(3) 給与

		病院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局	
常勤職員	延べ人員、給料合計、賞与合計	病院長 (一般診療所、歯科診療所においては「院長」、 保険薬局においては「管理薬剤師」)				
		医師			-	-
		歯科医師				-
		薬剤師				
		看護職員			-	-
		看護補助職員			-	-
		医療技術員			-	-
		歯科衛生士		-		-
		歯科技工士		-		-
		事務職員				
		技能労務員・労務員				
		その他の職員				
		役員				
		合計				

: 設問あり	- : 設問なし
--------	----------

(4) 資産・負債

		病 院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局
資 産	流動資産				
	固定資産				
	繰延資産				
	資産合計				

負 債	流動負債				
	固定負債				
	長期借入金		-	-	-
	負債合計				

(5) キャッシュ・フロー

		病 院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局
「キャッシュ・フロー計算書」を作成している場合を	業務活動によるキャッシュ・フロー		-	-	-
	投資活動によるキャッシュ・フロー		-	-	-
	財務活動によるキャッシュ・フロー		-	-	-
	短期借入れによる収入		-	-	-
	長期借入れによる収入		-	-	-
	短期借入金の返済による支出		-	-	-
	長期借入金の返済による支出		-	-	-
	現金等の増加額（又は減少額）		-	-	-
	現金等の期首残高		-	-	-
	現金等の期末残高		-	-	-

成口「キャッシュ・フロー計算書」を作成している場合を・合作	短期借入れによる収入		-	-	-
	長期借入れによる収入		-	-	-
	短期借入金の返済による支出		-	-	-
	長期借入金の返済による支出		-	-	-

: 設問あり	- : 設問なし
--------	----------

(6) 設備投資額

	病 院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局
設備投資額				
建物（建物附属設備を含む）				
医療機器				
うちリース分				
調剤用機器				
うちリース分				
医療情報システム用機器				
うちリース分				
設備投資額のうち消費税課税対象の投資額				